

議会運営委員会会議録

平成16年8月26日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄	○里川宜志子	嶋田 善行
飯高 昭二	西谷 剛周	三木 誓士
中川 靖広		

2. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

3. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 三木委員、中川委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

浅井議長には、県の議長会研修のため出張されており、よろしくお願ひしたいとのことでありますので、報告を致しておきます。なお、この件につきまして、委員皆様に少しご相談したいという事があります。と言いますのは、議会運営委員会は他の常任委員会、特別委員会と違ひまして、議長の諮問機関でもあります事から、議長がこの同じ所で話をできないという事にもなりますので、ちょうど、浦野副議長も議員傍聴されておりますので、この際、この議会運営委員会に議長の代理という形で浦野副議長にこの同じ席に座っていただきたいと思うんですが、委員みなさんのご意見をお伺ひしたいと思ひます。

三木委員 異論はないです。ただ、そういう形は今までもあったんですか。

委員長 今まではなかったと思ひます。ただ、いろんなケースがありまして、副議長がそこへ座る時に委員の中から、いや、それは。という事で断られたという、私の記憶の中には1回あるんです。皆さんにお諮りしてるんです。一緒に座って同じように議論に参加していただきたいと、委員長としては思っているんですが、当時の委員長が諮られた時には何か断られたという事もあるんです。

三木委員 そうなると、今後も議長がいろんな事で重なるとかいう事があると思うんですけど、これが今年一年だけとするのか、今後もそういう事がある得るのかどうか、その辺のところですね。議長がいなければその代わりに副議長が代役をするという形。もしかしたら他の委員会でも、昨日でも出来たのかも知れませんが、総務委員会でもできたのかも知れませんが。

委員長 それはね、他の常任委員会、特別委員会での議長のオブザーバーとしての出席されている状態というのは、その委員会での進め方、進み具合によって、委員長が議長にアドバイスを受けるために議長が出席されていると、そのように進められてますので、そういう事はまずはないと思うんです。それで、最初に申し上げたとおり、議会運営委員会については、諮問期間でもあり、私は皆さんの了解が得られればこういう事態の時には、副議長をこちらに、議長の代わりとして参加してもらった方がいいのではないかなと思って提案させてもらった。だからその時の委員会の判断でやっていけばいいと思います。

三木委員 それは浅井議長も確認済みですか。

委員長 浅井議長からはよろしくお願ひしますという事での申し入れを受けてますので、それがそういう意味であるのかなという事も考えます。

三木委員 私は、そういう意味であるんだという確認をとってないなら、ぎつ町に確認とるべきだと思います。

委員長 一人でもそこに座るという事に対して疑問があるという事なので、このまま進めていきます。

西谷委員 これ、少なくとも議運がある事というのは、当初から分かってる事ですね。県の議長会の研修も当初から分かってたのと違うんですか。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時06分 休憩)

(午前9時10分 再開)

委員長

それでは再開いたします。

まず最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員に三木委員、中川委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりであります。それでは、レジメに沿って進めてまいります。

協議事項1. 平成16年第4回斑鳩町議会についてを議題といたします。会期日程については、6月の議会運営委員会で確認をいただいておりますように9月1日（水）から、22日（水）までの会期は22日ということで決定させていただくということよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、第4回斑鳩町議会定例会は9月1日（水）から、22日（水）までの会期は22日ということで決定させていただきました。

また、定例会日程表で新たに、市町村合併調査研究特別委員会が9月14日（火）午後1時30分から、都市基盤整備特別委員会が9月15日（水）の午後1時30分から開催されることとなっておりますので、合わせてよろしくお願いを致します。これらのことについて何か質疑、ご意見がございましたらお受けいたします。

里川委員

先日、市町村合併調査研究特別委員会を開催していただきましたところ、傍聴者が非常にたくさん来られまして、後から来られた町内の方が強く要望をされました関係で、委員長と議長と相談して頂いて、急遽議場を使って委員会をするという、これまで私も経験した事のない状況が初めて行われたという事だったんです。開かれた議会を目指している斑鳩町にとって、そういう措置をとったという事は非常にいい事だと思うんですけども、この際ですので、議会運営委員会としても今後まだ陳情書も続いている関係で、次の市町村合併調査研究特別委員会についても、そういった事が予測されるであろうという事も

含めまして、議会運営委員会としては、委員会の持ち方についてどうなのか。この間のあれでよかったのか、という事について、もう一度ご協議をしておいていただいた方がいいのではないかなという風に思うんですが。

委員長

まず、案内には会議室を使うという、いつもと同じような委員会の形式でやるという事で、委員皆様方また理事者側にもそのように連絡しておりました。私も市町村合併の特別委員会の副委員長として委員長とも相談を受けて、判断をさせていただいたんですが、傍聴者がたくさん来られるという事で、それは事務局も予測しておりましたので、一応整理券という形を委員長の指示によってされております。そして、先着順という事で、15席ですかね、ああいう形で委員会、これと同じような形でしたら、理事者側を置いたら、あと傍聴者は15席置いた。その点も少し懸念しておったんですが、最初の方に来られてる方はそれで一応納得されたんですが、その後来られた方が、そんな事はもっと早く言うておいて欲しかった、とかいろんな事がありましたので、急遽ああいう措置を取らせていただいて、また、本会議場での委員会については、皆さんもちょっと不慣れ、委員長自体もちょっとなかなか、ばたばたした事もあるんですが、一応委員会は終了させていただいたんですが、今後の事もありますので、傍聴者が多い場合は本会議場を使うと、これは議長にも確認しないとイケないと思いますが、そういう事でやるのか、また、今の15名ですか、議長を除く全議員の委員会、という事でどうしても机の配置が長くなる。他の近隣の議会の委員会を傍聴させていただいたところ、対面式という形をとられている所も見られますので、全議員の参加している市町村合併調査研究特別委員会は対面式という形でやれば、少しは傍聴席のスペースが確保できるのかなという事もありますので、一応議会運営委員会としてはどういう方向で、これは各常任委員会、特別委員会の委員長、副委員長にお任せしなければいけないんですが、議会運営委員という形で、どのように、案あるという事をまとめてみたいなと思っております。

でよろしく申し上げます。意見申し上げます。

西谷委員　もとの委員会室も配置替えしたら言われるようにいけると思うんだけど、実際にやる中ではマイクのセッティングとか、全部変えていかないといけないとなったらすごく手間やと思う。それだったら場所さえ変えたらマイクのセッティングも要らないし、少なくとも39名の傍聴が入れるんだったら臨機応変に、本会議場だから会議だけという形ではなくて、この間やった無難な体制でいいのではないか。

三木委員　私も分からないところがあるんですけど、傍聴者が来た時の対応という事で、事前にどういう知らせを住民に対してしているのか。今回の場合、15というものについて、この間の意見の中では、私達15人しか入れないという、抽選だという事は知らなかったという意見も多々あるわけです。ですからその辺のところ、やはり今後は事によっては、議題によってはもっと増える可能性もあるわけで、第一会議室と言っても入れないという状況も起こるわけで、まずその役場として、事務局からそういう人達にこういう事だ、と言ってそれでこうだ、というような、知らしめ方を今までどんな形をしていたのかちょっと聞かせていただきたい。

事務局長　住民の情報というのは、この傍聴については斑鳩町の住民の方には限っておりませんので、どれだけの方が来られるのか、という事は分かりません。ただ、委員会の中の運営については、全て委員長の判断と言う事になっておりますし、人数が多ければ本会議場であっても整理券を発行する事があるという事は書いておりますが、それを全て、そしたらどこまですれば100%周知できるか、という事もございませし、その辺の周知はしておりません。会場の中での事については全て委員長判断という事もありますので、その時その時で変わるというのも、あまり好ましくないという事で、昨日はそういう事も予測されましたので座っていただける方、めいっぱい15席会場も見ていただ

いたと思いますが、全て座っていただいてもぎりぎりの状態で、実際に座っていただいたら13、14名位でゆったり座っていただける状態ですけど、15名ぎりぎりでも組ませていただきました。あれ以上組むというのも不可能ですし、確かに三木議員おっしゃるように、住民さんに会場が狭いので、人数を〇名にします、というのはなかなか難しいと思うんです。その事については、日程しか報告させてもらってませんが、住民の方もそういう意見ありましたが、全て斑鳩町の方に限ってませんので、この間のやつについても県内から来られましたので、なかなか周知も難しいとは、今のところは思っています。また、いろんな意見がありましたら、事務局の方、考えていきたいと思いますが、その点よろしくお願ひしたいと思います。

三木委員　ご説明いただきました。私が思うに、各委員長の判断にという事ですけども、ああいう形が起こり得るわけなんで、その場合にこの議運であるとか、その対応として、基本的にどういう事をするか、例えば15名以上の場合は議場を使う、それ以上の方になってきたら、今度はそこを抽選にするというような、ある程度のきまりをつくっておいた方がいいのではないかと私は思いますけれども、その辺についてはどうでしょう。

事務局長　今、そういうことで議論になってますので、今の委員会のセッティングの仕方を変えていけば、絶対不可能という事はないと思います。委員長の方から言っていたように、対面式とか2列にするとか、そういう方法ですれば本会議場が39席の席がありますが、それに近いぐらいの傍聴席を用意させていただく事は可能ではないかと考えています。ただ、その時その時に変えていくというのは、なかなか難しいと思いますので、その辺も含めてご検討いただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

三木委員　2列にするという事なので、30名という事なんで、どうなんです

かね、会議室で傍聴の方が30人も入っているというのは、かなりあの中では窮屈だという事と、私語も出てくる。議場でもそうでしょうけど、そういう事であれば2列で作っておいて、逆にそれ以上増えるという事もあるわけですから。その辺のところは私は議場の方も使うという事も1つではないかなと。こっちの方で30名も入れるならば私は議場の方で皆さんゆっくりと傍聴してもらおうという方がいいのではないかなと私は思います。

嶋田委員 僕は各常任委員会、特別委員会の委員長判断にお任せしたいと思います。

飯高委員 この間のことについては、ちょっと異例な事であって、これからずっと続くのかというと、ちょっと分かりませんが、その都度判断して行って、議場を使う、この間の判断もよかったと思うんですけど、その都度判断して行って、議場を使うなりしていったらいいのではないかなと思います。

中川委員 私も建設水道常任委員会の委員長という立場で意見を述べさせていただきますが、この前の市町村合併調査研究特別委員会の前例、前例と言ったら語弊あるか分からないけど、前例という形でああいう形でしてもらった事、大変よかったと思います。当日朝から局長が言うように、39名近くの傍聴席確保できますねん、と。朝にならないと傍聴者何名おられるか分からないから、そんなん、それから対面にするわ、イス並べるわ、というのはちょっと無理があると思うのでね、私も建水に関して傍聴者が急遽その日、当日朝多かったらやはり議場を使わせていただきたいと議長に申し入れすると思うので、前回の特別委員会のああいう形で、その日その日の傍聴者の数を見て、委員長が議長に相談したらいいのではないかと思います。

委員長 私といたしましては、ちょっと皆さんと違う意見になると思うんで

す。西谷委員が言ってるように、対面にした場合のマイクのセッティングについてはどうなんですか。事務局で改良できるんですか。

事務局長 実際にはセッティングはやっておりませんが、延長コード等、その辺を使っていけば可能ではあると思います。

委員長 私もそれは可能だと思います。それと、皆さんはこの前の市町村合併の方で対応した。だけど、こういう事を言ったらなんですが、委員会は何時から始めるという文書を出してるんです。始めようとした時点で急遽変えたという事で、そういう事がこれから起こり得るという事になったら、やはり会議の出発、それらについても色々違うわけです。会議場での理事者側の座る場所も色々話違ったでしょ。傍聴者をついその間、ばたばたしている、用意している事を傍聴者が入ってもらったらいけないという事で、一応事務局に頼んでちょっと待ってもらってくれと。こちらで用意できるまで待ってくれという配慮もしてたんです。だからそれらの事を考えていったら、市町村合併の全体の委員会については、本会議場で最初からやる、というならやるという事を決めておくのが本筋だと私は思うんです。だから傍聴人の数によって移動するというのは、何か会議というものについてやり方がおかしいと思います。だから、もし、可能なれば委員会室で今までのやり方を少し工夫すれば傍聴者、そしてその傍聴者については無制限のものでは私はいくら議論しても、そしたら100人来たらどうするのか、という議論はもちろん今されておりますが、一応傍聴規則に則って傍聴人の定員、これは本会議場の定員ですが、委員会もこれに基づいて準じてやるという事になってますので、39。だから最高40人くらいの座席、傍聴席が確保できれば私はいいかなと思います。それで、なお、それでも増えた場合は委員長の判断によらざるを得ないと思いますし、傍聴人の数によって会場を変えるという事は、ちょっともう少し考えていただきたいと思います。

中川委員 今の委員長の意見に反論するのではないけど、例えば市町村合併調査研究特別委員会をはなから議場ですると決めておいて、例えば傍聴者が1人、2人の時もそこでする意味はないと思う。だから私は当日の傍聴者の数によって変更する方がいいのではないかなと思います。

委員長 それについて、傍聴者は会議を始める前に全て来られるかと言ったらそうではないんです。途中で来られる方もいますので、把握ができないだろうという事もありますので、会議を始める時には、1人であっても、本会議場で市町村合併調査研究特別委員会を開くんだというように、全員協議会の方にも委員長の方から諮ってもらっておいて、そういう事は可能だし、それは1人でもそこでやる、という事で場所が決まったらそれでいい事で、何も傍聴者が1人だから本会議場でやったらいけないという事にもならないし、また、こちらでやってて、始めてから10分後にどっと来られる可能性もありますのでね。だからなるべく場所を決めるという事を優先すべきじゃないかなという意見なんです。

三木委員 今の話だと、人数が多い場合は会議室で対面式で、という事。それでは、今度9月の特別委員会でやる時には増えると思うんだけど、何人来るか分からないという時に最初から対面式に全部セットしてしまうんですか。それとも、来て多いなと思ったから組替えるというわけにもいかないでしょ、それは。

委員長 同じ事です。今の中川委員の議論と。私は最初から話していますが、全議員が参加している特別委員会はこういう具合に並べていったら、常任委員会の場合は2つずつしか並んでいません。そしたら、理事者側が多いとしても、傍聴席が確保できる。だからそれを今、全議員が確保してますから、会場の事を思ってもらったら分かるんですが、もう1つ並べて、3つ並べた状態にして、そういう状態だから傍聴席が15席しか取れなかった。そういう事で話をしていますので、全議員が

参加している委員会というのは、今のところ市町村合併調査研究特別委員会です。だから、市町村合併調査研究特別委員会を開催する時には、事務局の方で対面式にしてもらって、確保したらそれをクリアできるの違うか、という事を提案しているんです。

三木委員 確認します。対面式に、この市町村合併調査研究特別委員会の場合は対面式にしておく、という事ですね。私はそれならば、皆でこういう形で全員が話してたわけですから、それが対面という事になると、もう一度確認ですけど、我々も3列になるんですか。

事務局長 2列になるか3列になるのか、どれだけ詰めてもらうのかにも寄りますが、今、1つの席で2人座っていただいていますので、理事者側の方は少ないので、何とか確保できてますが、詰めるとすれば、そういう形しか、傍聴席の数の確保は今の状態であれば難しい。ただ、人数によって会場を移すというのは、先ほども委員長がおっしゃいましたように、最初から分かっているものと、途中から一度に入られるものがございまして、その状況で即変えられるか、というのは難しい。確かに情報があっても来られるかどうかというのは、不可能ですし、会議室の大きさはどれだけすれば可能か、というのはありませんので、限りはありませんので。ただ、本会議場はビデオとか撮影する事ができますけれども、会議室についてはビデオ撮影とかはできません、場外からモニターで見ることもできませんので、会場のスペースに応じて委員長が判断するという形になってきますので。ただ、全議員が出席していただく時について、セッティングの方法として、入られる予想が、この合併については住民の方もかなり関心を持っておられますので、今の陳情だけに関わらず、これからの委員会、また、数が増えてくるとお思いますので、そういう事を考えれば議員の席の事についても考えてもらったら、傍聴者の席の事についてもなんとか増やす事が可能ではないかという事で事務局の方は考えております、という事でご理解頂きたいとお思います。

三木委員 お話は分かりました。対面式となるとやはり2列も3列も前に議員がいるわけですね。マイクの・・・今までだったら私達がこういう形になって、こっちに理事者がいれば、理事者ともこういう形で話ができるわけですが、3列目の人なんて、前に立つわけじゃないわけですね。マイクがある・・・マイクは・・・やってみないと分からないわけですが、ちょっと形態が変わるといえるのはどうかという気もしますから、私の意見とすればやはりそれは、例えば15名なんであると5名位だったらなんとかなると思えますけど、30、40となってくるならば、もうそこで議場を使うという方が私にはいいのではないかと思います。

委員長 言葉はあれですけど、議場は対面式でやっていますので、その辺は理解しておいていただきたい。

里川委員 ちょっと事務局にお尋ねをしたいんですけども、県下でも予算・決算なんかの委員会をそういった特別委員会を全議員でやってはるような所もあつたりするのかなと思うんですけども、うちも今、これまでにない形で市町村合併については、全議員が委員という、こういう形態をとったのは今回私が10年居てる中で初めてなんですけれどね、そういう事からね、全議員が委員になってはるような特別委員会の持ち方を過去にしてきてはるような関係の中ではどうなんかなというのがありますね。基本的な体制として全議員が委員になった場合の委員会の持ち方としては、委員会ではこういうセッティングをします。だけど傍聴者が多い、住民の関心が高いものとなって、傍聴者が非常に多くなった場合は、委員長の判断で会場を移す事もあるというように、それ位の考え方でいけたら私にはいいのかなと、今の議論を聞いてる中では感じたんですけど。基本的には全議員が委員になった時にはこういうセッティングをしましょう、という事は確認しておけたらいいのかな、っていう風に今後あり得ないわけではないですか

ら、全議員が委員になるというケースも今後も出てくるのかも分からないですし、そういう意味でちょっと参考までに事務局が掴んでほしたら、他にもどんな委員会の持ち方をされているのか、ちょっとお聞きしておきたいなと思うんですが。

事務局長 県下全体のやつは、申し訳ございませんが、ちょっと掴んでない状況です。第一会議室、他町村の委員会室と比べさせていただいたら、かなり広い方ではないかなと。上牧さんですかね、対面の形式を取られてる所もありますし、視察行かせてもらったなら、市の所でもそういう方法を取られておる所もありました。ただ、人数に制限もありますし、その時その時にどれだけの傍聴が来られるのか、というのは全然不可能な状況もありますので、傍聴整理券を発行させていただいた。本会議場でも傍聴整理券を発行されておられるという事がございます。斑鳩も過去にあったかも分かりませんが、どうしても会場の都合というのは、会議の途中で増える事もありますので、そこが不可能ですので、そこはその時の委員長判断、議長の指示という事にしか方法はないのではないかな。ただ、住民さんの周知もかなり難しい事があると思うんです。できるだけ入っていただけるように、事務局の方は考えていきたいとは思っております。

委員長 これには、議運の中でも色々な考え方を検討したという事でとどめておかなければ進めないと思っておりますので、また、事務局の方で委員会をどうする、途中で移動するという事についての皆さん、他の委員長にも考えていただきたいという事で、これは今日、どう、という結論が出ないと思っておりますので、私としてはどちらかを、場所は決めておくんだという事にするのか、また、今の委員会のようなセッティングの仕方を工夫して待つという形にするのか。先ほど私が言ったように、ちょっと裏腹な言葉になってくるんですが、全議員が参加している特別委員会の場合は対面式、というような話、これは1つの案として言ってるだけで、果たして、建水の委員長もおられますが、建水とか都

市基盤なんかも傍聴者がどっと増える可能性もありますので、その時に建水とかは6人とか7人だからこういう形にしてある、おかしいやんかと。ぱっと増えた時に移動するののかという事も考えていっておいたら、そこらについて、今の形がいいのかどうか。今まで私がこの議会へ参加した時には委員会はどこで行っていたんです。この中でやっていた。だけど、それでは委員会の形としてはあの形、理事者側ときちっと対面した方がいいという事で。

西谷委員 傍聴者が入られないという事もあって移った。

委員長 傍聴者もそうして入ってもらう。ただ、あれだけの方が来られて、最初の方に来られた方は納得してもらって、後からの人がどうのこうの、事務局の連絡の仕方が悪いとかいう事で委員長が許可されたという経緯なんです。そこらについて、やはりああいう、言ってみたらその時その時に対応したという事は私も評価していますが、ああいう事があるようではやっぱりいけないのと違うかな、どちらか決めておく方が受け皿としての形がとれるのかなと思って提案させてもらったんです。

西谷委員 今の中で、少なくとも第一会議室でやった場合、今まで総務委員会で一番傍聴者が多かったのは服部の集会所の問題です。賛成・反対が来て30人位来た事があってね。それは普通の委員会だから傍聴席を2列に並べたわけ。実際、今回多分9月14日市町村合併には当然、前回以上の方が来るかもわからない、それはある程度想定がつく。そしたら実際に傍聴席に入られなくても、ビデオを外で見ってもらう、という事では一応来た人には納得してもらえるのだったら、僕は本会議場しかないかなと。他の委員会で仮にそういう事が想定される、今までであったのは、保育所を統廃合する時には来はって、その時は立ち見でも傍聴認めた経緯がある。そしたらある程度人がたくさん来るというのは、ある程度は事前に予想ができると思う。そういう場合

には本会議場という形で、基本的には委員長判断だけど、それくらい、基本的には委員長の判断で会場を決めてもらう、位で決めておいたらいいのではないかと思う。本会議場を使う事については、あまり委員会室には拘らない、傍聴者の立場に立って開かれた議会としてやります、という位のまとめでいいのではないかと僕は思う。

委員長

先ほどの保育所の廃止の議案が出た時という事で、ちょうど偶然木田議員が監査委員としておいででしたので、話聞いてました。その時は、第一会議室で傍聴者立ってもらったという経緯。木田議員が・・別に私らがここに来たのは、西谷委員も同じだけど平成3年。その自分は委員会はこちらでやってたから、だからそれ以前だから、当然ここでやっておられたけど、その時のその議案で傍聴者が多いという予測をされてたので、第一会議室を使われたのかなと、認識しています。そこでその時の委員長が傍聴者が全て入ってもらうという事で、そういう具合にして処理された。そういう状態で、市町村合併調査研究特別委員会については、そしたら最初から本会議場を使っていく方がいいだろうというような意見でまとめさせてもらってよろしいんですかね。それで、それについて、いや、傍聴者が少なかったら、という事と、あそこは対面式や、という形で議員さんの方から、いや、という話も出るかも分かりませんが、会場をいろんな情報の基に、案内出す時に会場も入っているんですね、議員さんに出す分。

事務局長

会議室の予定場所については、入れさせて頂いております。本会議場と委員会室の違いなんですけど、本会議場は全体的な事で細部に渡っての審議までは到底出来ませんので、細部に渡っての審議については委員会室で行うと。ただし、その委員会室の質疑にあたっては、かなり細かい所までやりますので、今は課長補佐、場合によっては係長まで出てもらってます。そういう中で実際審議をやってもらってますので、この間の本会議場を見てもらったら分かりますが、市町村合併調査研究特別委員会は担当部署のみの理事者側の出席を求めているだけで

す。傍聴席から見たら一方に集中するという事もありましたので、議員の方から、別れてもらった方が、という意見もあって、当日はああいう形で別れてもらっておりましたが、実際の審議になって、質問とかがあった場合に対応できるか、というそういう事があります。委員会室と本会議場の違いはその辺だと思いますので、集中審議をやりますので、国会の委員会室を見てもらったら分かりますが、集中審議でするので、かなり詰まった中で委員会やっておられると思います。質疑の中について、突っ込んだ質疑をされたら、専門家も出てきますし、本会議場ではそういう対応が今の状況では無理だと思います。ただ、会場を移せばそれで済むという事だけではないと思いますので、事務局としてはそういう風に思ってます。

西谷委員 例えば、今はたまたま斑鳩町、決算審査特別委員会、今度やるけど、実際にはよそへ視察いった中では、本会議場で決算委員会、全体でやってる所がある。そしたら何か別に本会議場やから集中審議が出来ない、それは工夫で僕はできると思う。わざわざ2つに分けたけど、僕は審議するのに何が大事か、と言えば審議にちゃんと答えられる体制をするのが一番大事で、あんなわざわざ見た目だけで左右に分かれる必要ないと思う。片方でもいいねや。誰がどこから意見を言おうと、ちゃんとした答えさえもらえたらそれでいいわけで、何を変わった事と言うより、しょうもない事言うな、と思ったけど。だからそういう発想だと思う。3役いてその後ろでいてるのだったら、担当者はそこでいてたらいいいわけや。

委員長 西谷委員のおっしゃる通りなんです。私かて、向こうへ委員長と色々相談しながら皆さんにも指示があったし。今の理事者側の席についても、そういう事で話をされている。そこらの事が本会議場で委員会を開く事に対して、私達は慣れてないし、異議が色々出てくる。そしたら考え方として、第一会議室で並び方を変えれば可能になってくる、可能というか、そういう事も緩和できるのではないか、という事も議

論してもらった方がいいという事で話してます。だから、確かに傍聴人、モニターであるそこは使えるというメリットもありますし、住民に対してと、あとは、今、西谷委員がおっしゃるとおり、局長が心配した話もした事に対してもきちっと、あれも委員長の指示なんですね、委員会ですから委員長が別れてくれた方がいい、バランスが悪いというような判断をされた。委員長にとっても、あそこですという事に対しての、早く、急かされてるという事もあるし、議員の中で傍聴人早く入れんか、という事も言ったしね。それは委員長としてはばたばたします。だからああいう形で、私も委員長に何回も言ったんです。なぜ議員だけ上げるんやと、上げてもらうんやと委員長ですから、あれもバランスがおかしいなと思ったんです。それらの事も局長の方からも、これは総務部長から出るのかなと私は思ってたけど、局長から会議の進め方という事についてのアドバイスいただきまして、そういう事も踏まえて本会議場を使うという、使う場合はこういう具合にしようという1つの方針をここで作ってもらっておいたら、全協の時に私の方から報告して、委員長の判断ですがこうした方がよろしいでしょ、という事で述べさせてもらおうと思ってる、そういう事だけです。なので決定ではない。

西谷委員 名札を立てるかどうか、という話があったんだけど、実際に僕は本会議場でやるのだったら、完全に部署しか傍聴者から見えないわけだから、仮に言ったら名札を立てて、立って発言してもらったら傍聴者にとってはよく分かるのと違うかな。逆に委員会みたいに、委員会だから座ってでいい、となったら実際誰が発言してるか分からない。逆にああいう場合は臨機応変に委員会であっても立って、傍聴者に分かるような形でちょっとそういう工夫はした方がよいのでは。

委員長 それとね、今、西谷委員が、傍聴者に議員の顔が見えるのかどうか、今私どもがやってる委員会の形式は、傍聴者に議員の顔が見えるんです。理事者側は見えない。だからそれが決定的な本会議場で使う時の、

どういう具合に消化するか、という事に、この前の時も思ってたんです。私らは傍聴者には顔は見えないんです。本会議場では常にね。その点をどうするか、という事にもなってくるし、委員会では傍聴者がどの議員が喋ってるというのは見えるんです、そこらもあるのですね。それと、あそこである議員から、委員長が議長の席に座っている、その横に議長が座っている。それで異論を言っておられた議員さんもおられる。だから、委員会はあくまでも委員長、副委員長で進行していくんだ、という考え方だったら、副委員長、相談しないといけない事もあるの違うのか、と言われてもそれは当然そういう意見もありますし、また、議長が進行についての、最初に申し上げたようにアドバイスする立場だから、議長が自席におられたらやはり連絡しにくいという事になりますので、どうしても本会議場での委員会はまた一工夫いるという事ですので、そこらの、どちらをどういう具合に工夫した方がいいのか、という事も議論の対象になると思います。

先ほどちょっと申し上げましたが、一応議会運営委員会としては、全協で色々議論したという事でね、もちろんどうする、というのは、議会運営委員会では決められない事で、色々議会運営会としても、傍聴者と言うのか、委員会の設営についての事も検討しているという事で報告させてもらっておかないと今のところ無理だと思いますので。それによって全協でどういう話をしているのか、他の委員長からも、他の委員さんからも意見をもらった中でまたあれだったら、議会運営委員会でもう少し整理せい、というような要望があればやっていきたいと思います。そういう事で今日の所は終わりたいんですが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、総務部長だいぶ待っていただきましたが、次に、付議予定議案についてを議題と致します。9月議会定例会に付議が予定されている議案について、総務部長に出席を願っていますので概要説明を

いただきたいと思います。

総務部長

平成16年第4回定例会、9月議会で提出を予定させていただいている議案、総数が31件ございます。議案につきましては、11件、諮問は2件、承認1件、認定7件、同意7件、報告3件、という内訳になっています。それでは簡単に提出の議案について説明させていただきます。まず、議案第28号斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。これにつきましては、平成15年7月16日、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律が公布された事で、性同一性障害者に関する法令上の性別の取り扱いの特例が定められましたことから、この法律の主旨に鑑み、本町においても可能な限り町の公文書中の性別記載を削除するという事で、本条例についても所要の改正を行うものであります。

次に議案第29号斑鳩町町税条例の一部を改正する条例でございます。平成16年度地方税制の改正の内容とする地方税法の一部を改正する法律等が平成16年3月31日公布されております。今回5月臨時会において専決処分の承認をいただいたものを除き、所要の改正をさせていただくものでございます。その主な改正内容であります。個人住民税は、1つ目といたしましては、税負担の公平の観点から生計同一の妻に対する非課税措置を平成17年度から段階的に廃止し、所得金額が一定の金額を超える者に均等割を課するというものでございます。2つ目といたしましては、世帯間及び世帯内の税負担の公平の観点から、老年者控除を廃止するという内容でございます。次に固定資産税では、家屋の所有者以外の者が取りつけた附帯設備に対して課税いたします固定資産税につきまして、従来家屋の所有者が納税義務者としておりましたが、償却資産の対象とする事にし、それに付けたものを納税義務者とする等の規定の整備を行うものであります。

次に議案第30号斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。保育料につきましては、国の徴収基準額表を基に保育料を決定させていただいております。今回児童福祉法によ

る保育所運営費国庫負担金の交付基準の一部が改正されました。平成16年度の国の保育料徴収基準額が改正された事に伴いまして、当町の保育料徴収金額表を改正するものでございまして、平成17年度から施行させていただくものであります。なお、従来どおり階層区分は10階層で、前年度と同じく国の85%に軽減してするという事には変わりはありません。

次に議案第31号斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例についてであります。これについても先ほどの斑鳩町印鑑条例の一部改正と同様に、町の公文書中の性別記載を削除するため、本条例の一部について所要の改正をさせていただくものであります。

次に議案第32号平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてであります。これにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,224,000を追加し、歳入歳出それぞれ92億8,889万円とするものでございます。その主な補正の内容でございますが、まず、歳入予算の関係では、第9款の地方特例交付金では平成16年度交付額の決定により、10,302,000円の減額補正をさせていただくものであります。第10款地方交付税につきましても、平成16年度普通交付税交付金の交付額の決定により、81,904,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に第14款の国庫支出金でございますが、去る5月13日に局地的豪雨により、町道141号線、これは白石畑にある町道でございますが、その道路の路肩の一部が崩れる被害が発生しましたことから、今回、公共土木施設災害復旧事業として国の承認を受けられました。その事で災害復旧国庫負担金1,766,000円の追加補正をお願いするものでございます。次に法隆寺藤ノ木線整備事業にかかる国庫補助金が増額承認された事、また、法隆寺門前東側広場の整備事業が新たに追加承認された事により、土木費国庫補助金で2千万円の増額補正をお願いするものであります。

次に第15款の県支出金でございますが、在宅精神障害者ホームヘルプサービス事業の増加に伴い、県補助金が増額承認された事から、民生費県補助金1,954,000円の増額補正をお願いするものがあります。

第17款の寄附金では斑鳩町開発指導要綱の改正以前に開発のあった事業、平成15年度の開発でございますが、公共施設整備事業協力金149,000円の増額補正をお願いするものであります。

第19款の繰越金でございますが、平成15年度会計の剰余金の確定により、1億83,853,000円の増額補正をお願いするものがございます。

第20款の諸収入では親子環境教室等の環境保全推進事業が自治総合センターの平成16年度環境保全促進事業助成金の対象事業として、採択されましたので70万円の追加をお願いするものであります。

第21款の町債につきましては、まちづくり総合支援事業債で法隆寺門前東側広場整備事業が国庫補助事業に採択されました事により、2,870万円の増額補正、またJR法隆寺駅周辺整備事業では工事期間の延長、2年から3年に延長された事等によりまして、2億5,950万円の減額補正、臨時財政対策債では発行可能見込みの確定により180万円の減額、減税補てん債におきましても、発行可能見込み額の確定により420万円の減額補正をお願いするものであります。以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして歳出予算の内容について説明申し上げます。まず第2款総務費第1目一般管理費で、斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票条例の住民投票を実施いたします事から、その執行経費6,703,000円の追加をお願いするものであります。第5目財産管理費では繰越金の原資に後年度の財政調整を図るため、財政調整基金への積み立てとして1億円と、施設協力金の受入れに伴う公共施設整備基金への積立149,000円の増額補正でございます。次に第6目企画費では、市町村合併に関する情報提供の場として、住民説明会を実施いたしますが、その開催経費91,000円の追加補正でございま

す。次に第3項の戸籍住民基本台帳は、性同一性障害にかかる性別記載の削除に伴いまして、印鑑登録システムのプログラム変更が必要となる事から、その経費184,000円を増額するものでございます。

次に第3款の民生費では、第11目の障害福祉費で、精神障害者ホームヘルプサービス事業におきましては、サービス利用者の増及び利用者の症状の重度化により、利用時間数が増加している事から、その事業費2,605,000円の増額補正をお願いするものでございます。それと平成15年度において受け入れいたしました身体障害者保護費国庫負担金等の精算に伴い、国庫支出金の返還が生じた事から、その償還金1,483,000円を追加するものであります。次に第7款の土木費では第2項の道路橋りょう費におきまして、橋りょう費第2目道路新設改良費で、龍田西8丁目地内の斑鳩町土地開発公社の保有地を町道用地として買い戻す事から、その必要経費1億5,237,000円の増額補正をお願いするものでございます。次に第4項の都市計画費でございます。第7目の景観保全対策事業費では、法隆寺・藤ノ木線整備事業にかかる国庫補助金が増額承認され、平成17年度実施予定分に前倒しして実施されます事から、その事業費860万円の増額補正と法隆寺門前東側広場整備事業にかかります国庫補助申請が承認された事により、事業費といたしまして、4,840万円を追加するものでございます。また、第8目のJR法隆寺駅周辺整備事業では、先ほど申し上げました、工事期間を2年から3年に延長した事により、平成16年度分の負担金3億17,314,000円を減額する一方、新たに法隆寺駅東側の踏み切りの改良工事が必要となりました事から、その工事負担金等で58,026,000円を増額し、合わせて2億59,288,000円の減額補正をお願いするものでございます。なお、この踏切の拡張に伴います工事負担金の増額につきましては、債務負担行為の減額の変更も合わせてお願いするものでございます。

次に第9款の教育費でございますが、幼稚園関係で斑鳩西幼稚園におきまして、用務員業務をシルバー人材センターに委託しておりまし

たが、4月以降園児の増もあり、円滑な円運営を行うため、委託時間を延長するため、その委託料372,000円の増額をお願いするものであります。

第10款の災害復旧費では、町道141号線の災害復旧費355万円の追加補正をするものでございます。

最後に第12款予備費でございますが、今回の予算補正から生じました財源25,138,000円を予備費に留保するものでございます。

次に議案第33号平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16,264,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億65,664,000とするものであります。その内容であります。まず歳入予算の補正では、第3款の国庫支出金及び第5款の県支出金における介護給付費負担金につきまして、給付実績に対する法令に定める割合の負担金の不足、2,581,000円を翌年度精算として平成16年度におきまして受入れるため、増額補正をお願いするものでございます。また、第9款繰越金につきましては、平成15年度決算の確定に伴い、13,683,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に歳出予算の補正でございますが、第4款基金積立金につきましては、平成15年度決算の確定に伴うもので、13,845,000円の増額補正をお願いするものであります。

また第5款の諸支出金では、支払基金交付金につきまして、平成15年度における給付実績に対し、法令に定める割合以上に受入れていることから、超過交付分1,761,000円を平成16年度におきまして償還するため、増額補正をお願いするものであります。

最後に第6款予備費につきましては、今回予算補正から生じました財源658,000円を予備費に留保するものでございます。

次に議案第34号平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてであります。この概要であります。工事場所

は小吉田1町目地内の町道401号線、通称服部道の交差点より北へ向け、町道408号線を通り、町道405号線の交差点付近まで延長約272mの管渠を埋設する工事でございます。去る8月24日、指名競争入札した結果に基づき、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。契約の相手方は、株式会社ニ隆建設、代表取締役喜多信彦氏で、契約金額は82,010,250円であります。工期は議会の議決後180日間となっております。

次に議案第35号大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定の変更についてであります。法隆寺駅東側の興留街道踏切拡幅に要する概算事業費が確定いたしました事から、協定事業費の増額変更をお願いするもので、変更前協定額14億3,319万2千円に対しまして、変更後は3,702万6千円を増額し、14億7,021万8千円と変更するものでございます。

次に議案第36号、37号、38号につきましては市町村合併により平成16年9月30日に新庄町・当麻町が廃止されまして、平成16年10月1日付けで葛城市が発足することによるものでございます。まず、議案第36号奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、数が新庄町と当麻町が脱退される事で、新たに葛城市が増えるという事で、数が減少するという事で、それについての議会の議決を求めるものでございます。37号、38号につきましては、同じように組合、それぞれの組合の規約の内容についても、変更する必要がありますので、合わせて数と規約の変更をお願いするような内容となっております。以上議案第36、37、38号の概要説明でございます。

次に諮問第1号及び諮問第2号でございます。人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）、（その2）であります。前委員であります竹内辰夫氏及び高永晴雄氏の任期が平成16年9月30日をもって満了となることから、引き続き高永晴雄氏を、そして竹内辰夫氏の後任として正司知子氏を推薦する事について意見

を求めるものでございます。

次に、承認第8号町長専決処分について承認を求めることについて（平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について）であります。借換債が許可され、8月27日に借換を行うため、8月2日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものであり、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。内容といたしましては、資本的収入及び支出の収入の部で、4,470万円の増額と、支出の部で4,495万円の増額となっております。

次に認定第4号から認定第9号までの6議案につきましては、平成15年度斑鳩町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでありまして、これにつきましては、決算審査特別委員会を設置していただきまして、その中でご審議をいただくものでございます。

次に認定第10号でございます。町道認定であります。法隆寺北2町目地内及び目安4町目地内の開発道路の帰属による2路線、龍田西8丁目地内の斑鳩町土地開発公社所有地内道路部分の買戻しによる1路線の計3路線の認定をお願いするものでございます。

次に同意第4号及び同意第5号、斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて（その1）、（その2）であります。現委員の藤川和子氏及び松井喜昭氏の任期が平成16年10月7日をもって満了となることから、引き続き両氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第6号から同意第10号斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その1）から（その5）であります。現委員の太田信隆氏、尾崎幸子氏、清水孝雄氏、中井美雄氏及び吉川裕子氏の任期が、平成16年9月30日をもって満了となることから、引き続き太田信隆氏、尾崎幸子氏、清水孝雄氏、及び吉川裕子氏に、そして中井美雄氏の後任として天野淑子氏を委嘱いたしたく、議会の同意を求めるものであります。また、斑鳩町個人情報保護条例に基づきます個人情報保護審査会につきましても、同じ5名の

方に委嘱したいと考えております。

次に報告第9号、報告第10号につきましては、公用車の物損事故に対する損害賠償の関係でございます。まず、1つ目の報告第9号、損害賠償の額の決定についてでございますが、去る平成16年7月5日、斑鳩町目安北1丁目2番13号酒井氏宅前道路におきまして、衛生処理場職員がごみ収集車を運転中、駐車中の車に接触し、破損させた事に対する損害賠償の額の決定でありまして、この関係につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により、議会に報告させていただくものでございます。次に報告第10号の関係の予算の関係でございます。一般会計補正予算(第3号)としてお願いするものでございまして、保険金の支払の賠償額につきまして歳入歳出それぞれ135,000円を追加し、保険金として歳入で受入れて賠償金として支払うという事になるものでございます。

報告第11号平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第1号)の報告でございますが、これにつきましては処分事業の変更を行うものでございまして、その内容につきましては、斑鳩パークウェイ事業にともなって、国において鬼坂部分を買収されるにあたり、地権者が龍田西8丁目地内の都市計画道路代替用地を希望されていることから、前面道路である現在の道路部分を町道として認定するため、町に譲渡するものであります。また、法隆寺駅周辺整備事業におきましては、当年度中にその一部を精算するための変更でありまして、その処分量、2億20,727,000円とする変更でございます。以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

委員長

ご苦労様でした。25分まで休憩いたします。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時28分 再開)

委員長 再開いたします。総務部長の概要説明が終了しましたので、特に、付議予定議案で事前にお聞きしておくこと等があれば質疑意見をお受けいたしたいと思います。

西谷委員 報告第9号、損害賠償の額の決定について、毎年こういうのがあるように思うんです。実際、ごみ収集車の事故は、運転手というのは特定の間人なのか、それともたまたまばらばらなのか、という事と、一般的に公用車の事故について、ほとんど一般の公用車で事故は聞かずに、ごみ収集車だけに特定してるように思うんですけど、その辺の所はどのように把握されてますか。

委員長 付託する先についての質問に限定させていただきたいと思いますので、内容については委員会なり、また総括質疑で、西谷委員は総務委員ですので、たぶんこれは厚生の方で付託すると思うんですが、総括質疑なんかで、ちょっと議会運営委員会の中では質問はね、付託するのに迷うとか、意見がある、というようなことで聞いていただければありがたいんですが。

西谷委員 実際どうなのか、という事で。

委員長 そこだけに限って下さい。議案の審議にはもちろんない。

総務部長 ごみの収集車については最近ちょっと立て続けに接触事故が重なってきておりまして、これについてはやはり運転手については、たまたまこれは人に関わってないからよかったものの、やはり人身になり得ます問題であるという事で、これにつきましては担当部長に、直々現場へ行って安全には配慮するように、部長に指導してくれ、というように申し上げております。これは忌々しきことでありますので、最近ちょっと続いておりますので、これについては十分認識をもって、個

人個人が認識をもって運転をしてくれと。これがどうしても続くようであれば運転をしばらくじちようしてもらおうというような事も考えてくれという事を申し上げております。簡単ですが終わります。

委員長

厚生常任委員会からの議会運営の委員さん、こういう話があったという事で付託された時点で担当及び部長の答弁、再度聞いていただきたいと思います。

他にございませんか。

それでは、なければ次に、議案審議の方法についてですが、議事日程、委員会付託表を参考にさせていただきたいと思います。

日程7、議案第28号、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、から日程17、議案第38号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について、までと日程20、承認第8号、町長専決処分について承認を求めることについて（平成16年度水道事業会計補正予算（第1号）について）、及び日程27、認定第10号、町道認定については、総括質疑の後、委員会付託表のとおりそれぞれの委員会に付託ということによろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、そのように進められることの確認を致しておきます。

続いて、日程35、報告第9号、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程36、報告第10号、議会の委任による町長専決処分の報告について、（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）の2議案については、関連議案として一括審議とし、総括質疑の後、委員会付託ということによろしいか。

（ 了 承 ）

委員長

この件については、ごみ収集車両の事故に関わる案件ということで、既に閉会中の厚生常任委員会で9月定例会提出予定議案ということでの報告がされておりますので、厚生常任委員会に付託し審議願うということ確認させていただきます。なお、ただ今議会運営委員会でも委員さんからの意見もありましたので、くれぐれも厚生常任委員の議会運営委員の委員さんにはよろしくお願いいたしておきます。

次に、日程18の諮問第1号と日程19の諮問第2号については、人権擁護委員の任期満了による推薦について意見を求めることについて（その1）、（その2）であります。今回、1名が現委員の退任により新たに推薦をとる事と、1名が再任ということで、今、総務部長から説明をいただきましたが、本件については一括議題で委員会付託を省略し、初日の本会議で適任であるかについて諮っていただくということによろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。本件については一括議題で、委員会付託を省略し、初日本会議で適任であるかについて諮ってもらうということで確認を致しておきます。

次に、日程21、認定第4号から日程26、認定第9号であります。平成16年度の一般、特別会計決算の認定についてであり、一括議題として初日の本会議場で議長の方から委員7名による決算審査特別委員会設置について諮られることになっています。

既に、各常任委員会から委員の選出について決めていただいていることと思います。各委員会からの決算審査特別委員会に入ってください。委員については、総務常任委員会から嶋田議員、森河議員、坂口議員、厚生常任委員会から浦野議員、三木議員、建設水道常任委員会から飯高議員、木澤議員という事で確認をさせていただきます。

これで間違いはないですかね、よろしいですね。

次に、日程２８、同意第４号、日程２９、同意第５号の教育委員会委員の任命について同意を求めることについて（その１）、（その２）であります。現委員の任期満了による同意案件であり、本件については一括議題で、委員会付託を省略し、初日の本会議で同意について諮ってもらおうということによろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

それではそのようにさせていただきます。

次に、日程３０、同意第６号から日程３４、同意第１０号の公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その１）から、（その５）であります。本件についても、一括議題とし、委員会付託を省略し、初日の本会議で同意について諮ってもらおうということによろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。本件についても一括議題で、委員会付託を省略し、初日本会議で同意について諮ってもらおうということで確認を致しておきます。

次に、日程３７、報告第１１号の土地開発公社事業計画の変更の報告についてですが、委員会付託を省略し、初日の本会議で報告を求めるということで確認を致しておきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、そのように進めてもらうということで確認を致しておきます。

町長から付議が予定されている議案については以上ですが、これら

全体についての質疑、ご意見はございませんか。

(質疑なし)

委員長 それでは、付議予定議案については、今決めさせていただきました
とおりの取扱いで議長の方で進めてもらうことと致します。

他に理事者の方から報告等はありませんか。

(報告事項なし)

委員長 次に、請願が1件提出されています。この取扱い先等について委員
の意見をお聞きいたしたいと思いますが、その前に局長の方で中身に
ついて、請願ですから、紹介議員もおられますし、持参されているか
など、そういうことについて報告して下さい。

事務局長 請願書についてですが、8月20日の日に直接請願議員さん3名の
署名でもって提出をいただいております。内容については郵政民営化
についての町議会として意見書を出していただきたいという事でござ
います。この請願書の用紙の裏に郵政民営化に関する意見書の案も参
項に付けさせていただきますので、中の方ご一読いただいて、
付託先の方についてご意見をお聞きしたいと思いますのでよろしくお
願ひいたします。内容については省略させていただきますので、よろ
しく願ひします。

委員長 読み上げていただいてもいいと思うんですが、局長が申し上げた通
りの事ですので、議会運営委員会としては請願でもありますし、付託
先を議論していきたいと思いますので、意見をお願いいたします。

三木委員 意見というより、この提出者の清水勇さんは郵便関係に関わって
る人ですか。

委員長 私もちよっとこの紹介議員ではないんですが、一応この請願が出される時に色々聞いておりましたけど、斑鳩町の切手販売の何か会があるみたいで、そこの会長さんであって、役場の前のシミズ文具店ですか、あそこの社長、という事をお聞きしてます。
どの委員会に付託するのが一番妥当ですか。

嶋田委員 郵政の関係ですからどうかな、総務には馴染まないのではないかなと。ただし、行政改革に関する事も絡んできてますので、そこら辺ですけれども。議運でやってもいいのではないかなと。

里川委員 私も嶋田委員がおっしゃったように、郵政と言ったら、郵政、と捉えたら、何か所管から考えていったら建水の分野になっていくのかなとか思いながらも、今郵便局の関係で言ったら災害時の提携であったり、住民票なんかの提携であったり、斑鳩町もいろんな事やってるし、それと嶋田さんおっしゃったような、行革の中の問題、国の基本的な絡みもあつたりで、複雑やなあ。複雑でいろんな要素を持つてるとしたならば、やっぱり総務委員会で議論していただくのが一番良いのかなという風な感じも受けたんですけどね。ところで、今、総務部長にも残っていただいているんですけども、理事者側の感覚と言ったらあれなんですけど、総務部長なんかはどんな風に、この判断、判断というのか参考までに総務部長の意見もお聞きしたいなという風に私は思うんですけどね。

総務部長 これは行革の流れの中の関係でこういった郵政事業の民営化という話もあるわけでございますけれども、これに対する反対の意見書提出という事でもありますけれども、これは所管、役場の中で言えば先ほどおっしゃったように、災害の関係での郵政関係との協定していくものもありますし、住民票の交付については、しているもの。あらゆる分野の中では事務、流れ、関係としてはありますけれども、そうすれば

どこが適当であるのかと言われれば、私としては今この場でとやかく言うような事ができないような、正直そういう立場にあるわけですけども、いずれにしましても、あらゆる面において、住民にしては関心があるような事でございますので、あらゆる。

委員長 総務部長も色々アドバイスしていただいておりますが、紹介議員も総務常任委員会、厚生委員長、建水の委員さんという事で3常任委員会に分かれています。結局里川委員のおっしゃっているように、こういう具合にきちっと限定できない場合はどんな取り扱いか、局長の方でちょっと説明して下さい。

事務局長 町の行政の中では、他の委員会に属さない分については総務委員会という形になってるんですが、議案の関係については、委員会に属さないものについては、議会運営委員会で審議という事になっておりますので、判断は確かにそれに該当するかどうかというのは難しいと思いますが、一応議会運営委員会でも審議ができるような状況には、条文としてはされております。

委員長 委員会に属さないというのと、いろんな委員会に属してるというのとは違いがあると思うんです。だから総務、厚生、建水に属さない関係であれば議会運営委員会が受けさせていただいてもいいと思いますが、この提案については、逆に建水の委員会、また厚生、総務の方にも全ての委員会に属している案件だと私は考えているんですが、そういった意味からは総務常任委員会ではないかなと思うんですが。その事も踏まえてもう一度お願いします。

中川委員 1点よろしいですか。例えば斑鳩町内に郵便局ができる、できないというのは、そういうのは審議するという事はないんですか。そういう事は審議しないで勝手に出来た、で終わりですか。

三木委員 行政改革という形になるわけですが、全議員で協議という形はとれないものですか。

委員長 最終的には全議員という事になると思います。私どもの議会は委員会中心主義でやっています。委員会に付託。三木委員がおっしゃった意味で、2つの委員会に分けてやれるという事はできるんだと思うんですが、だからそれを明確に分けてする場合もこれは可能な事だけど、明確でもない。3つ属してあるけど、これ、これ、2つの意味で出して来られたら、この請願を2つの合同委員会というか、そこらで付託という形やね。あくまで本会議から委員会審議という形で受けてますので、最終的にはどっちみち本会議でも諮りますので、とりあえずと言ったら付託をさせていただく委員会に申し訳ないですけど、3つの委員会からどこかの委員会に付託という事を逆にいったら付託という事を議会運営委員会で決めさせてもらって、それで議長から本会議へ付託してもらおう。

中川委員 斑鳩町と郵便局と今の直接の繋がりで住民も繋がってくる、住民票、印鑑証明の取り扱い、交付ができるという事を集中的に考えて、厚生でいいの違いますか。

委員長 だから、今厚生常任委員会の分野は。

嶋田委員 いろんな各委員会に属してるものだと思いますけれども、これは理由になるかならないかは別にしまして、紹介議員さんいらっしゃいます。それぞれの常任委員会の委員さんが紹介議員になってはりますけれども、その中で委員長やっておられる方いらっしゃいますので、その委員会でやっていただいたらどうかと。それぞれに入ってる問題だから。

委員長 それはね、私は逆ではないかなと思うんです。これで委員長がこれ

を付託されたら、その委員会の委員長は困ると思うんです、はっきり言って。紹介議員になっている立場上、委員長というのは、別に禁止事項ではないんですが、委員会を運営するのに、だから後で厚生という話がもしかたまりかけたら、これはちょっと考えた方がいいの違うかなと思って、厚生は避ける方がいいのかなと、そのように思います。それで、先ほどちょっと三木議員の話の中で、ちょっと中途半端な返事の仕方したんですが、2つ以上の所は、これが3つともあるという事だったら、3つの委員会にそれぞれ付託という事も、今までやった事ないけど、それも可能な事は可能です。

三木委員 もし可能ならば、そうして3つにまたがってるならば、3つの常任委員会でかけてもらって、と私はそう思うんです。

委員長 この請願内容からいけば意見書提出という事になりますので、例えばある委員会では委員全員でまとめて提出しよう。文案についてもこのまま。またある委員会では、出すけれども、文案を変えるとか、ある委員会ではこれを提出という事はできない、そうなった時に最終の本会議でどういう諮り方できるのかなと、今ちょっと考えたんです。だから、ある1つに絞っていただく方が、この請願者に対しても、1つのまとまった意見が最終的に出てくるという事なんで、どこかへまとめていただきたいなど。方法としては分けて、分けてではなくて、同じものを、3つでたという事で付託するからね。この分については請願内容については、ここ。この部分についてはこう、というように分けてやって、2つ一緒になったものをみんな渡していく、という事は可能な事は可能な事です。ただ、後の審議内容、まとめについてはばらになってもちょっと收拾つかないと思うのでどこかへ絞っていただきたい。

三木委員 絞らなければいけないと思いますけれども、例えばこの件についてだったら、私なんかは審議に参加したいわけですよ。今、厚生にいま

すからね。そうするともしこれが総務でいった場合、審議に参加できないわけじゃないですか、それで、本会議で、となった場合に賛成・反対意見が出てくるのかなと思ったりしますけれども、そこでやっぱり審議したいなと思うわけですよ。その意味でも言ってるわけですね。だから非常に幅広い、郵政だけの問題でない、という事もあるので全議員の方々の集約したものがあってもいいのではないかなという事です。

委員長 ちょっと誤解があったらいけませんけど、これは付託したところで決定された事で他の議員がそれに、その通りだという事でサインを示すというものではありませんので、意見書の提出ですのでその委員会が委員会としてまとめて出すのか、そしたらこのまま出してはいけない意見書だったら反対するんだと、それは本会議場で反対してもらったらその議員さんの意見というのは、本会議場できちっと出ますので、これを付託した所の議員さんしか審議に参加してないという、そういう事ではないという、ちょっと蛇足だと思うんですが、そのように説明させていただきます。この時に議長の意見を聞きたい、委員長としては、どこがよろしいんでしょうか、という事を聞きたいんです。

里川委員 重ねて、になるんですけど、全体を見る中ではこれは総務委員会が最も妥当なのかなという風には感じてますけれども、議会運営上委員会審議を中心とした斑鳩町議会で行う場合、可能性としては総務若しくはそれでなかったら議運か、どちらかの選択に、内容から見たらなるのではないかなという風には感じてるんですけども。委員さんの中のご意見なんかは、かなりばらばらの状態なんで、非常にこれをまとめるのに大変かなと思うんですけど、私としてはそのどちらかの選択というのが、議会運営上妥当な線なんかじゃないかなという風には考えますけれども。

西谷委員 確かに郵政の内容の中で言ったら、郵便局での印鑑証明とか、そう

いう部分的なもの見たら確かに関連あるけど、全体的に行革、この本旨は何かと言ったら国が進めている行革の決まった事に対して反対だ、という事を言ってるわけだから、そういう意味では委員会を超えているのではないかな。そしたら前にイラク派兵の分があったでしょ。あれも要は国政の制度に対する反対、あるいは賛成の部分だったとしたら、イラク派兵と同じような取り扱いをしたら筋が通るのではないかな。

国の政策に対して、決まってる事に対して反対、賛成云々の請願なんだとしたら、それに関連する委員会ではなくて議運にした方が、一番妥当なのではないかな。

委員長 イラク派遣については、結局、それこそどの委員会にも属さないという形になってきますので、この場合はこういう要素とはまた違った意味の郵便の方法、あると思うんです。だから最初に説明させてもらった、局長からも言ったように、どこの委員会にも属さない場合は議運、それから複数の委員会に属する場合は3常任委員会の中でも総務常任委員会、というのが私は本筋だと思います。全くイラク派遣を議論したのとは、合っていないというように私は思います。

西谷委員 属さない、というよりこれは馴染まない。3委員会に馴染まないから議運でという事でいいの違うかなと私は思います。

委員長 意見書を提出すると言うのは、全部国の政策等についての意見書を町議会から出すという事ですので、イラク派遣についてももちろんそうですし、これについてもそうです。どの意見書についても、このように賛成意見を。だから国へ出すものが全て議会運営委員会ですというのは、私は扱いとしてはあっていないように思います。その中で先ほどから局長が説明した通り、どの委員会にも属さなかったからイラク派遣については、議会運営委員会で審議させていただいた。そしてこの場合は3つの常任委員会に属してるので、そういう場合は総務常任

委員会、それが本来の取り扱いだと私は思いますけど。

三木委員 今説明があった、今回の場合は3つの常任委員会に属してる、であるならば今、西谷議員も言った、国政レベルで一応方向は示されているわけですね。それに対してという事で、里川議員もさっき総務か議運かという形になって、イラクの場合は3つの委員会に全部属さないで議運で、という形になった。今回の場合3つに属しててもどこへ持って行っても、ちょっと他の2つの常任委員会にも必要かな、というのであれば私は議運かなと。

事務局長 議会運営委員会の使命の中で、他の委員会に属さない。今の請願については他の委員会に属するものがいくらかはあるわけです。町の行政部局、他の所管に属さない分については総務という事になってますけれども、議会運営委員会では他の委員会に属さないものについては、議会運営委員会で審議する事ができるというようになっています。確かに国へ意見書を出す以外にも、他の委員会に属さない、議会全体の事については議会運営委員会で諮ってもらおうという事がありますので、そういう事からいけば、複数の委員会で審議をすとか町のどこかの所管に属している分で、他の所管に属さないものを総務でやっているとすれば総務にもっていくとか、そういう風には私個人としてはそういう風に思っています。ただ、議会運営委員会の所管事務の中には、他の委員会に属さない、委員会に属さないという事が書かれていますので。

委員長 それとね、先ほどの複数にまたがってる場合は複数に付託していいということは、請願の中でも何かの要望的な請願、それもあると思う。それはその分については採択という形でとれて、こういう事がある委員会はこういう風にして、ある委員会の分については、その部分については、もういい、という結果が出ても私は何も問題ないんですが、これは国へのをまとめて出してほしいという事だからあくまでも1つ

の所に絞っておいて、それに属さない議員さんについては、本会議でも議論に参加してもらい、それが振り分けの基本であるという風に私は思いますので、色々これを議論してても、またあれですので、委員長としては総務常任委員会に付託させていただきたい、これは議長がおられたら議長にお願いして議長の意見とも調整していくべきと思うんですが、この議会運営委員会で、私の意見として申し上げますので、これでだめと言われる方がおられましたら意見をください。でないと決まらないとね、請願ですから。どうですか。総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 そしたら請願につきましては、総務常任委員会に付託という事で確認いたしたいと思います。

これで、協議事項1については以上で終わります。総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことと致します。

どうも、ご苦勞さまでした。暫時休憩いたします。

(午前11時03分 休憩)

(午前11時04分 再開)

委員長 再開いたします。

次に(2)、議員定数のあり方についてを議題と致します。本件につきましては、後程その他で審議をお願いする先進地視察等とも関連いたしますが、議会運営委員会で継続して審議をしていくこととしておりましたので、このことについて各委員の意見をお聞かせいただきたいと思います。

何かございませんか。継続審議でうってますし、正副委員長としてはいろんな準備はしてないんですが、今日はだいぶ押してきてますので、あと、広報の委員会も控えておりますので、できれば次回までに

もちよつと議員定数のあり方についての議論する種、というのかそれらをちよつと出していただけたらありがたいと思います。

西谷委員 議員定数ですが、実際、今、議員定数と言っても片方では合併の問題があつて、合併の中では選挙区制にするという事で、定数が斑鳩6だとしている。そしたら実際合併をする、しないに関わらず、ある意味では議員定数6というのは非常に、それは3分の1にはなるけど、合併の中の流れの中からしたら定数6というのは、一つの基準になるのと違いますか。

三木委員 今のやつはまだ決まってないんでしょ。西谷委員が言ってるやつは。だつて、まだ議長に広域議長会で、3対3で平群がどっちでもいいという事で最終決定してないんだから、小選挙区で、という事は議論できないんですよ。だから早くしてくれという事は、この間も特別委員会の中で言ってるわけですから、早く7町の議長会でもって、これをどっちでいくのか、という事を決めてもらわないと、この定数のあり方というの、どっちの定数のあり方を議論すればいいのか、という事になるわけですよ。そういう事が決まってないわけでしょ、まだ。決まってるの？決まってないでしょ。だから議論できないんじゃないですか。

委員長 今の状態で議会運営委員会での議員定数のあり方についてを議論しておこう、研究しようという思いは、今、西谷委員がおっしゃっているのは、一つの今の状況をつかまえておっしゃっているし、合併議論との、合併議論されていないからね。この中でもし合併しないといつて斑鳩町がした場合、他の市町村も合併自立とか孤立とかいう事で、されているのは財政的に議員定数を今の定数から3分の1くらいにしないと、計算が成り立たないとかいう議論が、そしたら今、西谷委員がおっしゃってくれているのは、もし、このままいった場合に財政的な問題で、この議員定数、斑鳩町議会が6人とか、3分の1くらいで

議会運営をどのように図っていくのか、それが議会としてのあり方としていいのかどうか、それらの議論を一つの柱というんですか、一つの種として。そして合併した場合は、三木委員がおっしゃっている34人にするのか、今議論してるとおり、28でいいのか。その2つの議論を固めていくというのが、議会運営委員会の位置だと思うのでそれらのことを今後いろいろ研究しながら、やっていきたいと思います。どうですか、それらの事について、また後ほど視察の件でもね、そしてたらそういう所を、極端に小さな自治体ではなくて、議員定数を少なくしてる、どういう風になっている、三木議員ご存知かどうか分らないですけど、2年前ですかね、改選の前の年だったと思うんですが、議会運営委員会で委員会のあり方について議論して、その時も中川委員、里川委員、西谷委員、3人おられますし、私は議長として参加してましたので、話は聞いてますので、それで、その時は2つの委員会にしたらいいのと違うか、そこら委員会が2つでもいいの違うか、というような考えから研究してた。最終的にはやはり委員会中心主義は住民の為に必要だと。本会議中心主義はちょっと住民の方にとっては何か、専門的に考えられるという事で、委員会中心主義を斑鳩町議会はとる以上、3委員会が必要だという事で、現状のままという事できている。

中川委員 議員定数のあり方については、例えば合併して新市になったら、今法定協で審議して34とか26とか28とか協議してくれてはりますやんか。今、うちここで審議するのは、例えばしなかった時に斑鳩町としては何人かに絞ったらいいのと違いますの。新市の定数をここで決められませんやんか。

委員長 だけど、それは今協議会の方で、弾力性を持たせて議論してます。議長にもその意味の事で、斑鳩町議会ではそういう事も研究してるんだと、2つの柱を立ててやってるんだ、という事で前回の時に議員定数のあり方について、という事を継続審議しようという事ですので、今の状態では議会運営委員会としてはそういうような事も議論してる

という事でね。法定協議会で最終的に確認する、今、法定協議会の中でももう一つのポイントは、合併する時には何名、次の時には何名として、協議会の方で決定していくのか、いや、もう何名と、出発した時に何名と、それは新市にまた、それを言ったらまた、みんなは協議会何してるの、と言われるけどね。そこまで1回目はこれ、2回目はこれ、としておくのか。それは新市に任せるんだと。1回目だけの選挙の定数だけを決めておくんだと、まずそこも色々な意見がある。それらも調整してもらおう。そういう事ですので、今後また色々正副委員長とも相談しながら、もうちょっと議論してもらいやすいような資料、未熟なものだけど作ってみたいと思いますので、今日のところは、そういう方向で皆さんにも研究していて、今度からまた色々意見もいただきたいと思うんですが。

中川委員　もう1点よろしいですか。合併の特別委員会は議長を省いた全議員が参加して、そこでこの新市になった時の議員の数とか、意見言ったりできますわな。ここで、議運で新市の時の定数、議論しなくても全員参加している特別委員会でしたらいいの違いますか。議運でするのは、もし合併しなかった時の今後の斑鳩町は何名くらい、としていったら、1つに絞れるの違うかなと思うんです。

委員長　その点については、合併特別委員会で斑鳩町の定数についてですよ、定数についてこうだ、というきちっとしたものを固める時には、法定協議会に話す時に、その議会運営委員会はどれだけの勉強をしていたかにもよって、そこでの意見も違ってくると思うんですよ。だからあくまでも議会運営委員会として合併した時の定数はこれだ、という意見をまとめるという事はしない、それはできない。だから議会運営委員会のメンバーについては、ちょうど今議会運営委員会に入りますので、そういう事の勉強も専門的にやってるという事で、合併特別委員会でこの話を出してもらえたら有難い。合併した場合の定数について。合併しなかった場合の定数については、やはり議会運営委員

会でもその定数については、検討しておかなければいけない。今の任期中、19年かな、それはこの定数、急に切る事はないだろうけど、合併しないと決まった時点でその議論が出てくる。そしたら次の選挙の時にはこれでいくという事を打ち出さなかったらおかしいですしね。だからそういうことで、いろんな意見を議論していくという。

またそういう事でこの件については終わっておきたいと思いたいで、よろしくお願いします。

委員長 それでは、2. その他について各委員からの質疑、意見等がありましたら、お受けいたしたいと思いたいます。

飯高委員 ここで議論する云々ではないんですが、ちょっと時間的に。編集後記で、ちょっと読んだんですが、個人的な感じでの思いが入っているような感じがするんですが、広報委員会で各々意見が出されて、こういう形になったと思うんですが、今後、議会のあり方という事に対して考えていく時に、例えば、自分がこうであったら、こういう風に記載されたらどうだろうかとか、という思いの中で、やはり異論もでてくるだろうし、この辺ちょっと、今後の捉え方というか、どうだろうかかなと思うんですけど、どうでしょうか。

委員長 先日議長に公開質問状というのが来ているんです。その、編集後記について質問されてきております。市町村合併調査研究特別委員会の日に広報委員会を召集しています。その事についてで、広報委員会を設定したのではないんですが、いろいろ広報を、前回、編集させていただいた中で、細かい話ですれば、なぜその議員さんの名前があるのに、なぜ、固定した小野議員と書くのかとか、そういう事を皆さんに諮って、それを定例会の始まる前に言うておかなければ、記事をいただくのに、今まではそこに必ず名前を入れたとか、細かい話ですよ。そういう事にしていたという事で、前もって、合併の特別委員会だったら広報委員さん、全員出席されているので、実は市町村合併の特別

委員会の終了後ということで、広報委員会を設けていました。けど時間が押してきたので、そういう具合にしている時に公開質問状という事で、その事を受けてというんですか、理解はいただいております。議長の方には。議長も、当然、その発行責任者としての意見をいただきたいという事で、やろうとしたんですが、時間が押していて、広報委員さんの半分は予定が入っているという事で、流れて、今日に延ばしています。その時点で議長が丁度、出張中だからどうするという事でも話をしていたんですが、副議長も広報委員さんでもありますので、この終了後、それらの事について議論して、また、全員協議会でも報告させていただきたいと思っています。

飯高委員 全員一致でこれでいいという事で、決まっていたんですね。

委員長 じゃないです。これはまた後の広報委員会で再確認してから返事させていただきます。

中川委員 それに関連して、この議会だよりを発行する、しないというのは、やはりこの議運で決定しているんですか、当時。

委員長 議運じゃない。

中川委員 全協。

委員長 議長から諮問されて、議運でやろうという事を決めて、それからあくまでも要綱を全体で決めて、それから委員会を発足させています。

西谷委員 私に関連する事なので、どうかなと思うんですが、ただその中で、一般質問の内容にまで踏み込んで、採り方によって一般質問まで制限するようなニュアンスで、採り様によっては書かれているというのは、この辺の真意というのはどういうことなんですか。

委員長　　ここではっきり申し上げます。今度の広報委員会でも話しようと思うのですが、要約という言葉で、記事を書いていただいておりますが、捏造されている疑いのある原稿がたまたま見られますので、そのことについて、皆さんに協力をお願いしようと、私は今、個人的には編集委員長ですので、そういう事ですので。

西谷委員　　その捏造というのはどういう事なんですか。

委員長　　はっきり申し上げまして、西谷委員の一般質問での発言でない部分が、多々見られたということです。それだけです。

西谷委員　　それは実際に住民に記事を伝える時に、一般質問の一字一句をそのまま書いたら、実際には、発言したとおりに記事を書いたら住民には分かってもらえない。その中では要約とか、これまでの関連の部分を書いて、より住民に理解してもらうための文章上の表現で、私はあると思うんです。それに、少なくとも本人の名前で書いているわけだから、責任は本人がとる。それでいいのと違うかなと思う。だから、少なくとも編集後記について、私は議会だよりが発行されて、相当いろんな住民の皆さんから、何という記事が書いてあるのかとか、いろんな励ましやら、議会がこんな議会だよりやったらいらんの違うかなという、いろんな意見を聞きました。その中では私は編集後記というのは新聞でも、社説でも、全部同じ様な文です。この議会だよりがどういう考え方でもって、議会だよりそのものの、一番価値基準を決められる、ひとつの目安として、大体、編集後記或いは新聞の社説みたいなものがあると思うんです。その中で、実際そういう意見をたまたま、自分の事が書いてあるからといって言うんじゃないけど、少なくともそういうものの編集後記に、少なくとも何を書かれても、書かれる人の自由だと思うのですが、そこには一定のモラルなり、品位があってしかるべきだと思います。

委員長 私、議会運営委員長と広報委員長を兼ねていますので、一応議会運営委員会を進めさせていただいて、今、あと二人傍聴に来ていただいておりますので、広報委員会を開きますので、その中へ特別、参加していただいても結構ですので、この議論はその場でお願いいたします。議会運営委員会を進めさせていただきますので、この件については、そういう配慮をいたします。委員長として指名いたしますので、その時に広報についての、今の編集後記については、飯高委員にしろ、西谷委員にしろ、広報委員ではありませんが、私はもう、一緒の土俵で話をさせていただきたいと、その様に思いますので、まず、この議会運営委員会を閉めさせていく方向へ進めさせてください。

三木委員 ということは、広報委員というのはたまたま全員ここに居るんですよ。今、じゃない方というのは、2人。で、入ってて言うけど、同じ様にテーブルについて意見言うんですか。

委員長 言ってもらいます。それは勿論、広報委員さんに諮らないと、今の委員長の今の意見としてはできませんので。

三木委員 それの方が、異色じゃないかな。

委員長 え。

三木委員 おかしいかな。

委員長 違います。委員会は委員長が、委員会に諮って、そうして一緒に話をしてもらうという事は出来ます。だからその様にします。でないと、今の議会運営のここでの話は、一応聞かせていただきましたけど、その事について発言された方については、後で広報委員会で議論しますのでということを書いてますので、それが、だんだん、だんだん、そ

ちらへ行くのだったら、議会運営委員会じゃなくて、広報委員会になりますので、そういう措置をさせていただきたいということで申し上げておきます。協力をお願いします。

三木委員　そうしたら、広報は特別ですけども、例えば常任委員会で、総務委員会で僕ら、傍聴に行くじゃないですか。そこで委員長が認めれば、僕ら傍聴席でも発言できるという解釈でいいんですか。

委員長　この議論は打ち切ってください。
そうしましたら、その他へ戻ります。
次に、議会運営委員会所管にかかる閉会中の先進地視察についてであります。例年10月から11月にかけて実施をいたしておりますが、このことについて委員のご意見をお聞きしていきたいと思っております。
まず、本年も実施をしていきたいと思っておりますが、よろしいか。

中川委員　正副委員長に一任しておきます。

委員長　今、正副委員長に一任とお聞きしていますが、行き先、実施時期、課題等についても一任していただけますか。

里川委員　先ほど、1番の2であった議員定数のあり方についてで、いろいろお話をいただいた事がほぼテーマになると思うのですが、大体、視察については副委員長の方で段取りを取るというような慣例もある事から、私も委員長と相談しながら進めたいのですが、今、お任せすると言っていたきましたが、日程的なものとかで、特別配慮が必要な件がございましたら、この際ですので、お聞きだけしておきたいという風に思うのですが。

三木委員　日程で、私も他の委員会で2つほど出てますが、どうも10月初めぐらいが重なってくるような感じがするんです。その辺のところ日程

的に配慮しないとだぶってくるかなというのと、それともうひとつは視察の目的だけでも、今は定数のことということで、お話しでしょ。お任せするということですけど、どうせ行かれるのならば、もう一つ違う提案を持っていったのと、2つ見るという事はできませんか。1日目と2日目。

委員長 それらをちょっと、言ってもらったら。どういうあれを、意見を聞いているから。

三木委員 内容は分からない。だから、定数の事だけじゃなくて、前回都市基盤でも2箇所、違うところ行っている。そういう事が出来たらなという事で。

委員長 それをお聞きしているのですが、この件について最終日に、計画書を出して議決をいただくということになりますので、それまでに局長とも、他の委員会との日程、それから先方の日程もありますので、早急にこういう事もというのがありましたら、初日までにこういう事を議運として勉強したいというのがありましたら、それに応じられるかどうか分かりませんが、初日までに事務局なり、正副委員長までに言ってください。

嶋田委員 個人的にですが、10月22日と26、27日はちょっとだめですので、出来たら外していただきたいと。あと、行き先や内容についてはお任せいたします。

中川委員 議会だよりは議会運営委員会で審議して、それを全協に諮って、決定して発行すると。

委員長 今の状態は広報委員会です。

中川委員 いや、開始する、発行する。

委員長 それはちょっと調べさせてください。

中川委員 もしか、それが議運で審議して進んできたものだったら、逆に言ったら、議会だよりを発行していたけど、止めた所もないか、見ておいてもらえたらと思います。そういう所を視察に行くと。

委員長 他ございませんか。

委員長 それでは、副委員長等とも相談をさせていただき、定例会最終日に議決を得ていくこととなりますので、次回9月議会開会中の委員会で委員皆さんに最終確認をさせていただくということで進めさせていただきたいと思います。

委員長 一昨日の全員協議会で議論がありました。議会における附属機関等の選出基準について、選出方法記載等で整理もしておかなければならないところもあると思いますので、開会中の委員会において検討をしていきたいと思いますので、委員皆様にも再度、先日、全員協議会でお配りいたしました表で、あれの記載で誤解のないような形が、どういう表現の方がいいのか、意見をいただきたいと思いますので、チェックしておいてほしいと思います。

委員長 その他、委員の方から質疑意見等はありませんか。

三木委員 今回の件ですが、そのチェックというのは、例えば、この間の例を取りますと、議長と厚生委員長を例とするとなっていましたね。

委員長 だから、それら表現の仕方が、例えば、13年の全員協議会できちっと、議運でも諮って、全員協議会できちっと諮って、あの表を作っ

たんです。だけど、その表を作ったときの、みんなの思いが違うかったんです。この前の話を聞いたら、私としては。その当時にあった委員会とか、それまでにやっていた事が頭にあった人は、いや、違うんだという思いで、あの表を表現して、その後も何回かそういうことで、私が議長をしている時も、みんな違う事を思っているなという事で、だんだん整理してきたのがあれなんです。あの時も私が言ったように、12年か、13年か、その時の議事録を読んでもらっても、きちっとした固めをしてなかったから、ああいうみんなの思いがあった。でないと、三木議員がおっしゃっているから言いますけど、遊技場建築については、慣例でしたら、建水の委員さんと総務の委員さんが入ってたんです。それが例とするなんです。だけど、あの時は募集を掛けて、もし、誰もいてなかったら、あの時の議長、森河議長だったけど、募集掛けて誰もいてなかったら、今までの建水と総務だったから、だから、もし、誰もいてなかったら、この2人が行かないといけないなということは、当時の議長とも話をしてました。だからそういう流れがあるから、私は敢えてこの前言った。だけど、そんなん違うと、みんな言われたから、そうしたらさうしようという事で、再度、表をもう1回、どっちにも読めるんだったらおかしいから、きちっとしておく。その案をいただきたいと思います。

三木委員 　　いつまでですか。

委員長 　　次回まで。という事でお願いします。
事務局の方から報告等はありませんか

（ 視察依頼の事務連絡 ）

委員長 　　視察に来られるという事はこちらで議会運営委員の方で、正副委員長は出席いたしますが、皆さんも一緒に、昨年度もそういう取り扱いをしておりますし、義務付けは出来ませんが、議会運営委員長として、

こちらも議会運営委員さん全員で、いろんな意見交換をしていただくことが、住民のために、また、斑鳩町議会のためにもなると確信していますので、ご協力のほどお願いいたします。

委員長 それでは、他にご意見等もないようでありますので、9月定例会初日の議会運営委員会については、特に審議を要する案件等がないようでありましたら委員会は開かせていただかないということで確認をさせていただいておきたいと思いますが、よろしいか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

定例会初日にどうしても開く必要が出てまいりました場合には、正副委員長の判断で議会運営委員会を開かしていただくかもわからないということで、ご了承いただきたいと思います。

また、本会議初日の全員協議会での議会運営委員会委員長報告の纏めについて、正副委員長にこの件も、ご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 以上を持ちまして、本日の議会運営委員会を終了させていただきます。どうもご苦勞様でした。

(午前11時37分 閉会)